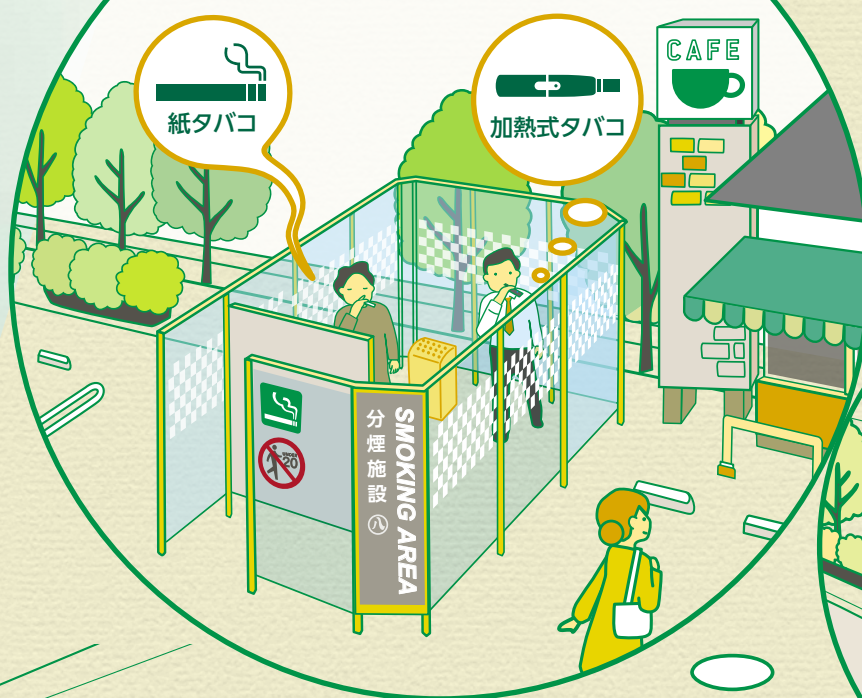


令和7年度



名古屋市 分煙施設設置費用等 助成事業の手引き

設置費用助成 及び 運用費用助成



分煙施設の設置例



名古屋市

2025年版

分煙施設マップ

25 30人収容の大規模分煙施設



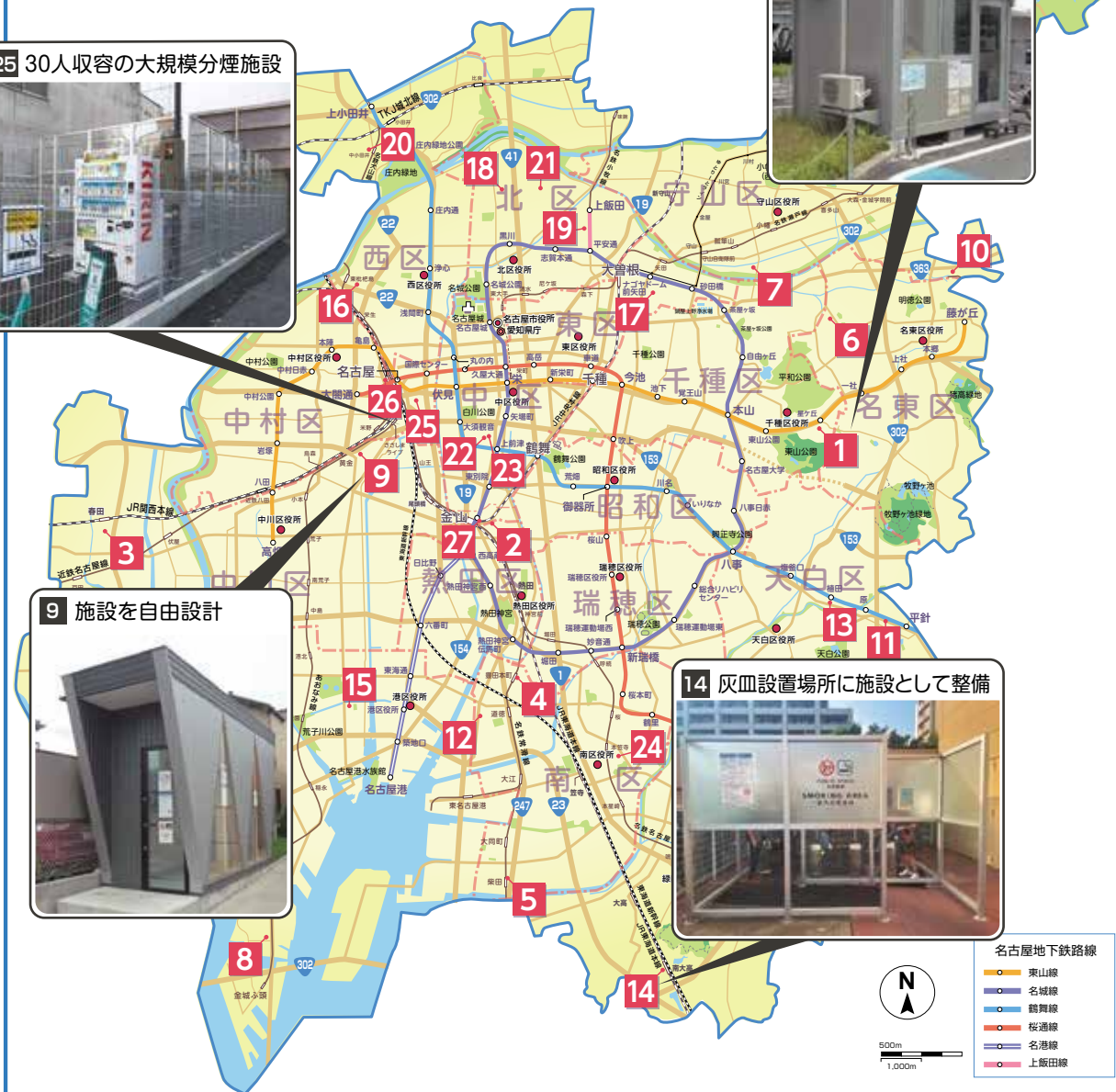
1 既製品を活用した施設



9 施設を自由設計



14 灰皿設置場所に施設として整備



※この屋外分煙施設マップは、国土地理院の地図を基に作成したものです。
(2025年4月作成)

設置場所

1 星ヶ丘駐車場 南側	千種区星ヶ丘元町1410-1
2 ファミリーマート 熱田波寄町店	熱田区波寄町15-1501
3 プレイランドトミダ	中川区春田3-194
4 J1	南区豊1-27-1
5 ジャンボ 柴田店	南区柴田町5-1ジャンボビル1F
6 ZENT 猪高台店	名東区八前1-410
7 千代田会館	守山区小六町8-10
8 マルハニチロ物流 名古屋物流センター	港区空見町1-42
9 二村産業	中川区愛知町41-36

10 珈琲屋らんぶ 守山店	守山区四軒家2-411
11 サンシャインKYORAKU平針	天白区平針1-2210
12 サンシャインKYORAKU南	南区南陽通4-34
13 サンシャインKYORAKU植田	天白区植田3-1805
14 イオンモール大高	緑区南大高2-450
15 タチヤみなと店	港区築盛町120
16 エグセファーム西区事務所	西区枇杷島1-2-20
17 イオンモールナゴヤドーム前	東区矢田南4-102-3
18 パロー光音寺店	北区水草町1-47-1
19 ラッキー1番上飯田店	北区御成通3-9-1

20 珈琲屋らんぶ小田井店	西区中小田井5-71
21 名古屋エムケイ(株)	北区金田町4-1-1
22 萬松寺	中区大須3-29-12
23 万松寺ビル	中区大須3-30-40
24 キング観光 笠寺店	南区前浜通7-17-1
25 名駅南通り喫煙所	中村区名駅南1-2004-1

分煙施設以外の市設置の喫煙所

26 名古屋駅	中村区太閤通口
27 金山総合駅	金山駅北口

INDEX

もくじ

第1章 名古屋市分煙施設設置費用等助成事業の概要 2

- 1 事業の目的
- 2 新たな助成の開始
- 3 助成のあらまし

第2章 助成対象となる分煙施設の要件 4

- 1 分煙施設の構造等
- 2 分煙施設の設置場所等
- 3 施設の利用・運用
- 4 その他の条件

第3章 設置費用助成の手続き 12

事前相談、エントリー申請、交付申請、工事完了検査等

第4章 運用費用助成の手続き 16

交付申請、運用実績報告等

第5章 関連様式 17

- 事前相談書 【第1号様式】（要領）
- エントリー票 【第2号様式】（要領）
- 施設設置費用助成金交付申請書 【第1号様式】
- 施設設置計画書 【第2号様式】
- 施設設置実績報告書 【第6号様式】
- 施設運用費用助成金交付申請書 【第17号様式】
- 施設運用計画書 【第18号様式】
- 施設運用実績報告書 【第24号様式】

助成対象経費について 25

1 事業の目的

令和2年4月に健康増進法の一部を改正する法律が施行されたことにより、多くの施設の屋内は原則禁煙となりましたが、「屋外において喫煙をする際、望まない受動喫煙が生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」とされています。

また、名古屋市では、令和2年3月「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」を施行し、子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙に関する対策を講じることとしております。

このため、本市では令和2年度からこの事業の実施により、分煙施設の普及を図り、屋外の分煙対策を推進することで、望まない受動喫煙を減らし、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持向上を図ります。

2 新たな助成の開始（令和7年度～）

名古屋駅や栄などの市内中心部では、喫煙者が多く、受動喫煙が特に問題になっています。そこで、市内中心部での分煙環境を整えるため、分煙施設助成対象区域を重点整備区域に限ったうえで、屋外分煙施設に加えて、助成対象施設を屋内に拡大し、助成限度額は施設面積に応じた金額（最大1,000万円）となりました。

重点整備区域マップ▶
（赤い太線で囲まれた網掛けの区域）



3 助成のあらまし

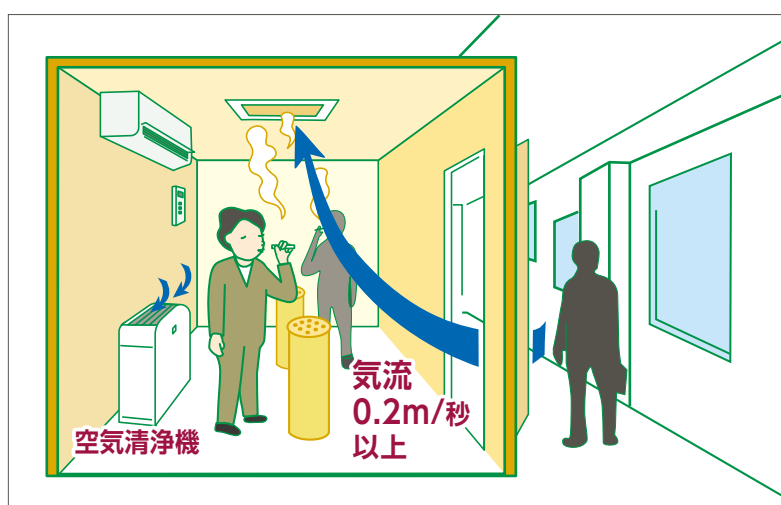
	設置 費用助成	運用 費用助成										
助成費用の内容	分煙施設の設置に係る費用	分煙施設の運用に係る費用										
助成の対象者	名古屋市内の土地または建物を所有もしくは使用する者 (国、独立行政法人、地方公共団体を除く。)											
助成の対象施設	本市が定める施設構造等の要件を満たした誰もが利用可能な分煙施設（パーティション型、コンテナ型及び屋内分煙施設）	設置費用助成を受けて設置した施設										
助成対象エリア	名古屋駅や栄などの重点整備区域内 (左ページ地図の区域)											
助成額	<table><tr><th>施設面積</th><th>上限額</th></tr><tr><td>5m²未満</td><td>400万円</td></tr><tr><td>5m²以上10m²未満</td><td>600万円</td></tr><tr><td>10m²以上20m²未満</td><td>800万円</td></tr><tr><td>20m²以上</td><td>1,000万円</td></tr></table>	施設面積	上限額	5m ² 未満	400万円	5m ² 以上10m ² 未満	600万円	10m ² 以上20m ² 未満	800万円	20m ² 以上	1,000万円	月あたり 一律12万円 (年間最大144万円)
施設面積	上限額											
5m ² 未満	400万円											
5m ² 以上10m ² 未満	600万円											
10m ² 以上20m ² 未満	800万円											
20m ² 以上	1,000万円											
助成期間	施設設置年度のみ	施設設置翌月より最大5年間 (60か月) (毎年度交付申請が必要)										
助成対象経費	●分煙施設設置工事等に係る経費 ●付属物の購入費、備品の購入費等経費 ●その他設計費等必要経費 ※対象経費は ▶ 25ページを参照	電気代、借地料等用途には制限なし										



施設の設置位置や施設の構造等について、**必ず本市と事前調整**をしてください。

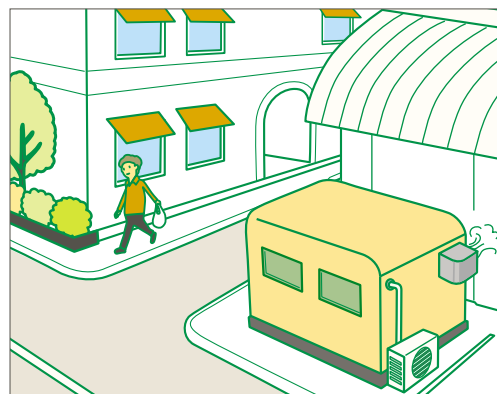
1 分煙施設の構造等

1 屋内分煙施設 …… 建物内に設置した分煙施設



- ① 壁、天井等によって区画されていること。
- ② 喫煙エリアの面積は喫煙者1名あたり1.2m²程度を目安とすること。
- ③ 出入口に扉が設けられていること。
- ④ 出入口において施設外から施設内に流入する空気の気流が毎秒0.2m以上であること。
- ⑤ 施設周囲での望まない受動喫煙の防止のため、たばこの煙が拡散する前に、HEPAフィルターを用いた空気清浄機等により、できる限り煙を吸引・浄化すること。
ただし、排気場所について、周辺の人々の往来、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響がない場合は、煙を浄化せずに排気することができる。
- ⑥ 屋外に通じる排気設備が備えられていること。
- ⑦ 給排気設備は適正な能力を有するものとし、施設内の給気及び排気を適正に処理すること。
- ⑧ 排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域、隣接の居住施設や他の建物の開口部に流入しないよう配慮すること。

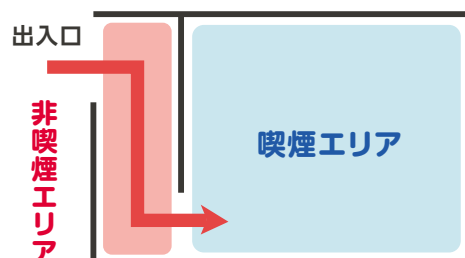
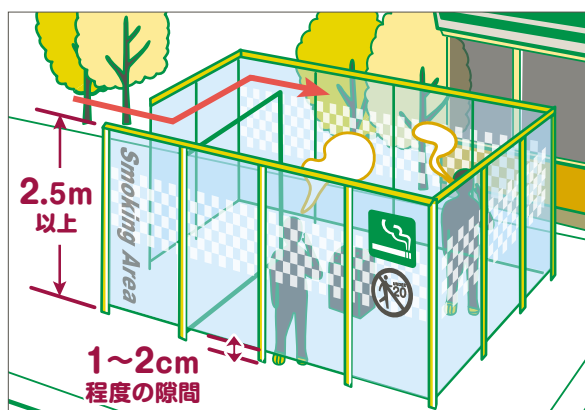
2 コンテナ型 ……壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物



●屋内分煙施設の①から⑧の要件と同じ ▶4ページ参照

- 給気口は、排気口の反対側に設置すること。
- 排気口が天井近くの高い位置にあること。

3 パーティション型 ……壁で囲まれ、かつ上方が開放された構造物



喫煙エリアと非喫煙エリアが利用者からわかるよう色分けなど明示してください。

- 出入口に煙の流出防止のためのクランクを設けること。
 - ・屋外分煙施設の出入口から喫煙エリアへは必ず1回以上クランクを設けてください。(2回以上が望ましい)
 - ・クランク部の内壁は出入口側の外壁と十分に重なるよう設置してください。
- 壁の高さが一定程度(2.5~3m程度)あること。
- 四方の壁の下部に1~2cm程度の給気用の隙間を設けること。
 - ・ただし、周辺の人の往来、隣接の居住施設や他の建物の状況により10cm以下とすることができる。
- 喫煙エリアの面積は喫煙者1名あたり1.0m²程度を目安とすること。

- 屋根を設置する場合、覆いは半分程度とすること。



- ・ 施設に屋根を設置する場合は施設上方の一部とし、原則4方向に開口部を設ける。
- ・ 屋根は勾配をつけるとともに、主たる開口部は人通りの少ない場所に向けること。
- ・ 施設を設置する場所が軒下など上部に煙が滞留しやすい場合は、換気扇等排気設備を設置すること。

4 分煙施設すべてに共通する事項

- 関連法令等の遵守

健康増進法、建築基準法、消防法等関連法令を遵守すること。

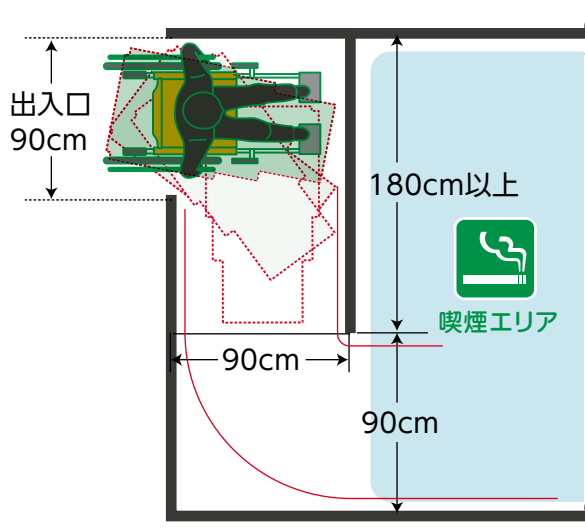
- 防犯対策

施設の壁や扉の一部は防犯上の観点から、施設内部が見える箇所を設けてください。

- 施設はバリアフリーに配慮

福祉都市環境整備指針を考慮すること。

- ・ 出入口と通路の幅員は車いすの通行を考慮し、90cm以上が望ましい。
- ・ 出入口には段差をなくし、勾配1/20以下の斜路が望ましい。
- ・ 出入口のクランク部の内壁と外壁の重なりは、車椅子の通行や煙の流出防止のため、施設幅の3分の1以上となることが望ましい。

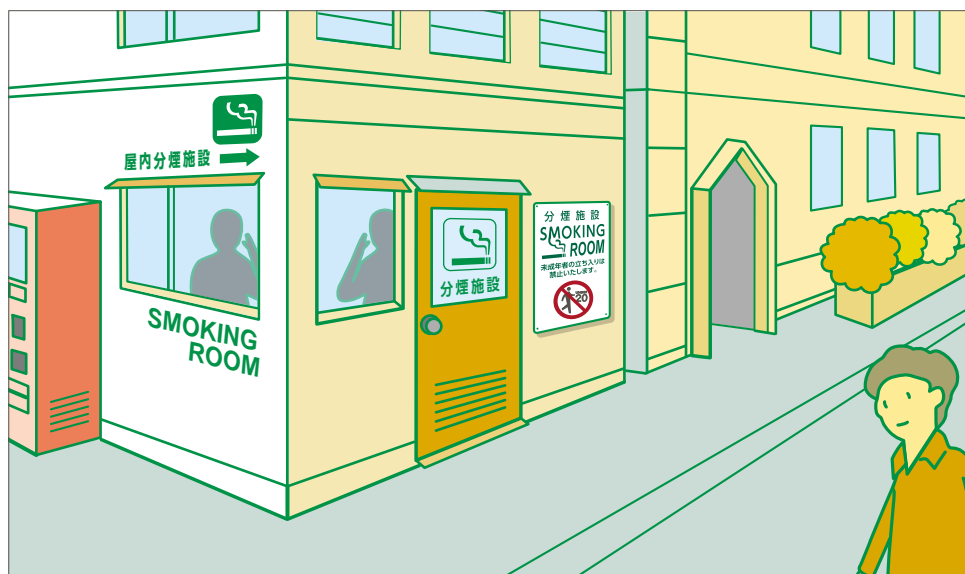


手動車いすが90°角通過に必要な最小寸法
パーティション型の入口の例

2 分煙施設の設置場所等

1 屋内分煙施設

●道路に面した屋内分煙施設



- ・施設は道路等から直接出入りができる1階が望まれます。
- ・分煙施設であることがわかる標識を掲示してください。

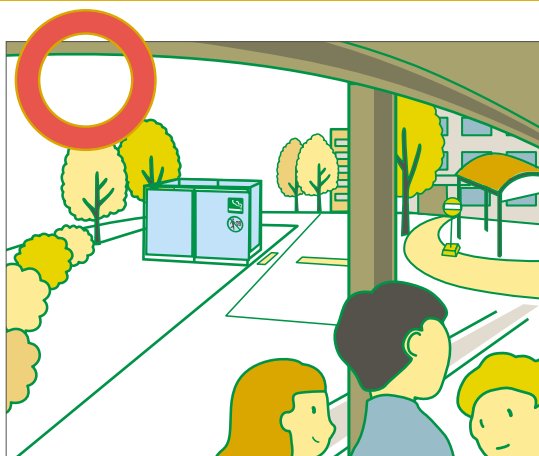
●1階にない屋内分煙施設や、道路等から直接出入りできない屋内分煙施設



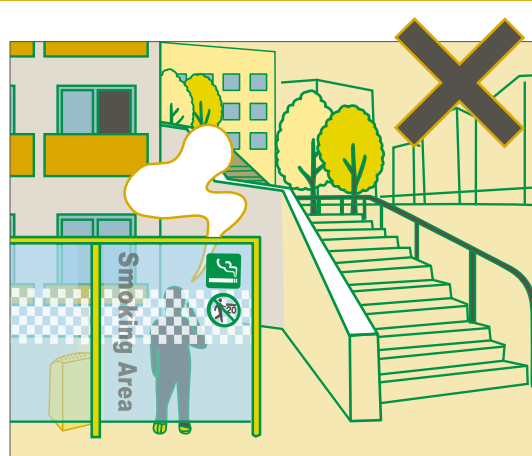
- ・建物1階以外の場合や建物内部であって道路等から直接出入りできない場合であっても、建物入口にルート案内等を表示することにより、分煙施設を設置することが可能です。
- ・道路から見えるところに分煙施設の表示が必要です。



2 屋外分煙施設



店舗等の利用者や通行人から分かりやすい場所で、非喫煙者の動線からは離れた場所に設置して下さい。

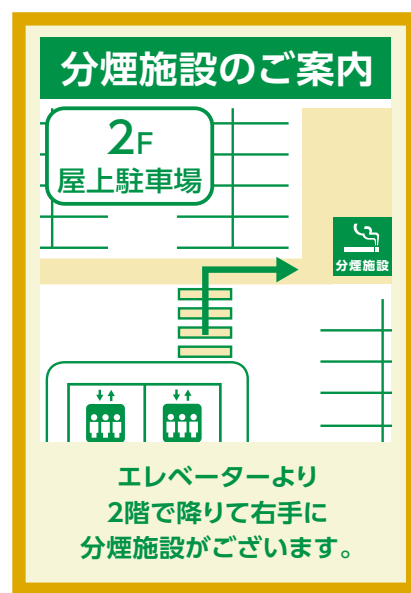
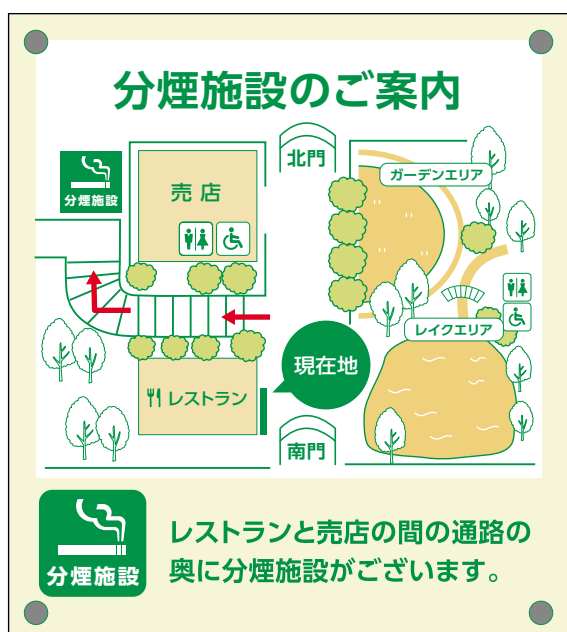


マンション等の近い場所に設置すると、住民等に望まない受動喫煙が生じるおそれがあります。

- 施設設置場所の前面道路が通学路の場合や隣接する建物が病院・学校・児童福祉施設等の場合は、設置位置等について特に注意してください。

- 敷地の奥まった場所や建物裏側など道路等から直接出入りできない場合

・道路等からわかりやすい場所に、分煙施設までのルート案内等を表示すれば、分煙施設の設置は可能です。



3 施設の利用・運用（管理者向け）

20歳未満の者は 立入禁止	子どもを連れての立入は禁止です。子どもが入らないよう工夫をお願いします。
一般開放かつ無料利用	喫煙者は誰でも利用できるようにしてください。 利用者から使用料等を徴取してはいけません。
定 員	3名以上が利用できる施設規模としてください。
運用時間等	概ね週5日以上かつ40時間以上運用してください。
運用期間	供用開始から最低3年間は運用してください。 3年以内に施設を廃止する場合は、助成金の一部を返還していただく場合があります。
空気清浄機の設置	屋内分煙施設及びコンテナ内では、空気清浄機を設置し、たばこの煙をできる限り吸引・浄化して屋外に排気するようにしてください。 ただし、排気場所について、周辺の人の往来、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響がない場合は、煙を浄化せずに排気することができます。
適切な管理	喫煙状況等に応じて空気清浄機等のメンテナンスを実施すること。 定期的に清掃を行うなど清潔な環境を保つようにしてください。 また、清掃中は清掃者の望まない受動喫煙防止のため使用できないようにしてください。
分煙施設の表示	だれもが利用できる喫煙場所であること及び20歳未満の者が立入禁止であることを表示し、外国人を含め、その内容が理解できるものとするよう十分留意してください。 ▶ 10ページに標識の例
利用案内の掲示	施設の外側と内側に利用案内を掲示してください。 ▶ 11ページ参照
灰皿の設置	分煙施設設置後は、店舗等の周囲の歩道に面する場所や一般の人が多く通行する近く場所には灰皿を置かないでください。
公序良俗に反しない運用	店舗の利用案内等の貼付は可能ですが、公序良俗に反するような行為はしないようにしてください。
苦情等への対応	利用者が利用方法を守らない場合や分煙施設に対する苦情等について、責任を持って対応していただくようお願いします。 利用案内に施設の連絡先を記載してください。

4 その他の条件

事業者名等公表への同意	名古屋市公式ウェブサイトに分煙施設マップ等を掲載します。
受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等への協力	受動喫煙対策、喫煙リスク、禁煙メリット、禁煙支援事業等について、利用者にポスターの掲示等により情報提供をお願いします。
地元への周知	分煙施設の設置・運用について、事前に設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めてください。
交付決定後の計画変更等	施設計画や運用計画等を変更する場合、分煙施設を廃止する場合や運用を休止する場合等においては、市長の承認を受けてください。

屋外分煙施設の標識の例



屋内分煙施設の標識の例

(建物出入口に掲示)



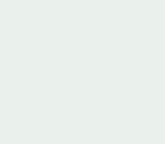
(分煙施設出入口等に掲示)



分煙施設の利用について

この施設は、健康増進法及び名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨である、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するために設置した分煙のための施設で、どなたでも利用できます。

受動喫煙防止のため、必ず以下のことを守って使用してください

定員は  名です

- 喫煙のために使用してください。
- 施設内では会話や飲食等を控えていただくをお願いします。
- 定員を守ってください。
 - ・定員を超える場合は外でお待ちいただくようお願いいたします。
- 分煙施設の周囲で喫煙しないでください。
- 20歳未満の方は施設内立ち入り禁止です。
 - ・子どもを連れての施設内立ち入りも禁止です。
- 清掃中は使用しないでください。



この施設の管理は  (会社名・電話番号) です。

この施設は名古屋市の助成(健康福祉局健康増進課)を受けて設置しています

第3章

設置費用助成の手続き



書類等
提出先

健康福祉局健康増進課 (提出書類をPDFファイルで添付して、メールで提出)

メールアドレス

a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

1 事前相談

提出書類

☐ 事前相談書【第1号様式】(要領)

相談内容

施設設置場所や構造等について相互確認し、現地調査を行います。

2 エントリー申請

提出書類

☐ エントリー票【第2号様式】(要領)

3 助成対象の通知

エントリー申請があった方について書類内容等を審査した上で、下記に定める項目により順位を決定し、順位の高い方から助成対象及び補欠を定め、それぞれ通知します。なお、今年度は3者を助成対象とする予定です。

●助成対象優先順位付け基準

項 目	条 件	配 点
設置場所周辺(半径100m以内)の喫煙者数	50人以上	50
	25～49人	30
	1～24人	15
	0人	0
施設設置場所	道路等公共の場所と同一階層にある屋外分煙施設 又は 道路等公共の場所から直接出入できる屋内分煙施設	30
	道路等公共の場所から直接出入できず、道路等公共の場所と同一階層にある屋内分煙施設	20
	道路等公共の場所から直接出入できず、道路等公共の場所から1階層上または1階層下にある分煙施設	10
	道路等公共の場所から直接出入できず、道路等公共の場所から2階層以上上または2階層以上下にある分煙施設	0
収容人数	20人以上	20
	10人以上19人以下	10
	5人以上 9人以下	5
	4人以下	0



受動喫煙実態把握調査(令和7年6月)による喫煙者の分布(赤点が喫煙者)

4 交付申請

交付申請の前に、施設の構造及び設置位置について本市と事前調整をお願いします。

事 項	内 容
提出書類	☐ 施設設置費用助成金交付申請書【第1号様式】 ☐ 施設設置計画書【第2号様式】 ☐ 分煙施設を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証明する書類(登記事項証明書、賃貸借契約書等の写し) ※交付申請書を受け付けた日前6か月以内のもの。 ☐ 分煙施設を設置する場所の周辺の地図(隣地建物、前面道路等を含む地図) ☐ 分煙施設の図面(配置図、平面図及び立面図) ☐ 分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真 ☐ 分煙施設の設置に係る見積書(2者)の写し(工事、備品等) ☐ 材質等仕様、給排気設備等の仕様、排気先の場所、消防設備等の位置等を確認できる資料、出入口の気流の計算書類(コンテナ型及び屋内分煙施設) ☐ 建築確認済証、建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類(建築確認が必要な施設の場合) ☐ 国・愛知県等公的機関から助成金等の交付を受ける場合は、その内容及び内訳が分かる書類 ☐ 誓約書【第3号様式】 ☐ 納税証明書(前年の国税、県税、市税)
注意事項	● 見積書の宛名は、必ず「助成金を申請した事業者等の名称」にしてください。 2者からの見積りが必要です。 ● 見積書は、電気工事など一式ではなく、工事費、設備費、機械設備費等について、内容、性能・型番、数量、単価などが記載されていること。 また、2者とも同様に内訳が記載されていること。 ● 交付決定前に着手した契約・工事の経費は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

5 交付決定の通知

留 意 事 項

- ① 交付決定の通知は、提出書類の内容等について審査するため、交付申請書の提出から2週間程度かかります。なお、受動喫煙対策のために必要な修正等について指摘する場合があります。
- ② 交付決定通知後、できるだけ速やかに、本市ウェブサイトより、口座振替登録をしてください。助成金の支払い時に必要です。

6 分煙施設の設置

助成金交付の条件を遵守のうえ、交付決定通知を受けた後に、契約や工事を行ってください。

7 工事完了検査の受検

事業者は、設置工事完了後、速やかに市に報告し施設等の工事完了検査を受けてください。

屋内及びコンテナ型の施設については、工事完了検査時に出入口における気流の測定結果を提出ください。出入口の気流0.2m/秒の基準を満たさない場合は、工事のやり直しとなります。

8 実績報告

区 分	内 容
提出書類	☐ 施設設置実績報告書【第6号様式】 ☐ 分煙施設の図面 ☐ 分煙施設の全景及び主要な部分の写真 ☐ 出入口の気流の測定結果(コンテナ型、屋内分煙施設) ☐ 施工業者からの請求書及び請求内訳書の写し ☐ 施工業者からの領収書の写し等
提出時期	市の工事完了検査後に提出
注意事項	● 施工業者からの請求書及び領収書の宛名は、必ず「助成金を申請した事業者等の名称」にしてください。 ● 施工業者からの請求書には、具体的な内訳(品名、単価、個数等)を記載してください。

9 助成金確定の通知

実績報告書の提出後、2週間程度で助成金の額を確定し通知します。

10 助成金の請求

施設設置費用助成金請求書(第8号様式)を提出してください。

11 助成金の交付

請求いただいた後、2週間程度で振り込む予定です。

● 次年度以降の手続き

12 施設状況等調査

施設の設置状況等について、年1回現地調査を実施します。施設の代表者、分煙施設の区分等を変更する場合、施設設置状況等報告書(第16号様式)を提出してください。

第4章

施設運用費用助成の手続き

この助成は、重点整備区域内に設置費用助成金を活用して設置された施設が対象です。

1 交付申請

- 提出書類 ☐ 施設運用費用助成金交付申請書【第17号様式】
☐ 施設運用計画書【第18号様式】
☐ 施設の全景、施設内部の写真、全ての付帯設備等がわかる写真
☐ 誓約書【第3号様式】

初年度は施設供用後に提出してください。
次年度以降は年度当初に提出してください。

2 交付決定の通知

3 運用実績報告（年度末に報告）

- 施設運用実績報告書【第24号様式】

4 助成金確定の通知

5 助成金の請求

- 施設運用費用助成金請求書【第26号様式】

6 助成金の交付

書類等
提出先

健康福祉局健康増進課（提出書類をPDFファイルで添付して、メールで提出）

メールアドレス a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

設置費用関連

(第 1号様式) **【要領】**

名古屋市分煙施設設置費用助成金に係る事前相談書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者等の所在地

事業者等の名称

代表者職・氏名

事務担当者氏名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

手続き等はメールになりますので、
連絡が取れるアドレスにしてください

名古屋市分煙施設設置費用等助成事業事務取扱要領第 3条の規定により、事前相談書を提出します。

1 対象となる分煙施設

(1) 分煙施設の名称 **〇〇ビル(ビル内の店舗等はその名称)**

(2) 設置場所の住所 **名古屋市中区栄〇ー〇 2階**

2 分煙施設の区分 (該当するものに☑)

屋外分煙施設 ☒パーティション型 (☐屋根あり ☒屋根なし)

☐コンテナ型

屋内分煙施設 ☐建物内 (☐ 1階 ☐ 2階 ☒地下 1階 ☐左記以外)

3 分煙施設の設置予定位置

別添図のとおり

(敷地あるいは建物フロアの図面に施設の位置を明示)

おおむねの位置で問題はありません。
現地確認の時に、相互で確認を行います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第 2号様式) **【要領】**

名古屋市分煙施設設置費用助成金に係るエントリー票

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者等の所在地

事業者等の名称

代表者職・氏名

事務担当者氏名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

名古屋市分煙施設設置費用等助成事業事務取扱要領第 4条の規定により、エントリー票を提出します。

記

1 対象となる分煙施設

(1) 分煙施設の名称 **〇〇ビル (ビル内の店舗等はその名称)**(2) 設置場所の住所 **名古屋市中区栄〇ー〇 2階**2 分煙施設の区分 (該当に ☒)屋外分煙施設 ☐パーティション型 (☐屋根あり ☐屋根なし)☐コンテナ型屋内分煙施設 ☒建物内 (☐ 1階 ☒ 2階 ☐地下 1階 ☐左記以外)

3 分煙施設の設置予定位置等

別添図書のとおり

配置図はYahooマップの10m~20mスケールと同様の地図をベースとすること。

(配置図: 周辺道路や隣接建物を含めた周辺図に施設・建物の位置を明示)

(位置図: 敷地あるいは建物フロアの図面に施設の位置を明示)

(その他: 現状の写真)

4 分煙施設の収容人数

人

**コンテナ型及び屋内分煙施設は1.2㎡/人
パーティション型は1.0㎡/人が施設面積の目安**

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第1号様式)

名古屋市分煙施設設置費用助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者等の所在地
事業者等の名称
代表者職・氏名
事務担当者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス

エントリー票と同一にしてください。

年度「名古屋市分煙施設設置費用助成金」の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請にあたり、裏面の交付の条件について確認しました。また、交付の条件を満たさなくなった場合や申請に虚偽があった場合は、交付決定の取消しに同意します。

記

1 対象となる分煙施設

- (1) 分煙施設の名称 **〇〇ビル(ビル内の店舗等はその名称)**
(2) 設置場所の住所 **名古屋市中区栄〇ー〇 2階**

2 申請額

金5,900,000 円

見積書の低い方の額をもとに記入してください。
分煙施設の助成対象経費は手引き25ページを確認してください。

3 添付書類

- ☒ 施設設置計画書(第2号様式)
☒ 分煙施設を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証する書面(登記事項証明書や賃貸借契約書等の写し(6か月以内のもの))
☒ 分煙施設を設置する場所の周辺の地図(隣地建物、前面道路等を含む地図)
☒ 分煙施設の図面(配置図、平面図及び立面図)
☒ 分煙施設の設置をする前の設置場所の遠景、近景等の写真
☒ 分煙施設の設置工事等に係る見積書(2者)の写し(工事、備品等)
☒ 材質等仕様、給排気設備等の仕様、排気先の場所、消防設備等の位置等を確認できる資料、出入口の気流の計算書類【コンテナ型及び屋内分煙施設の場合のみ】
☐ 建築確認済証、建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類【建築確認が必要な施設の場合のみ】
☐ 国・愛知県等公的機関から助成金等の交付を受ける場合は、その内容及び内訳が分かる書類
☒ 誓約書(第3号様式)
☒ 納税証明書(前年の国税、県税、市税)

未納がないことがわかる納税証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第2号様式)

施設設置計画書

分煙施設の名称：コンビニ ○○店

1 施設の概要	①分煙施設の区分 屋外分煙施設 ☐パーティション型 (☐屋根あり ☐屋根なし) ☒コンテナ型 屋内分煙施設 ☐建物内 (☐1階 ☐2階 ☐地下1階 ☐左記以外) ②面積及び定員 全体面積 6 m² (うち喫煙エリア面積 6 m²) 定員 5 人 ③土地の所有形態 ☐所有 ☐使用 (賃貸) ☐その他 () ④付帯設備等 ☒灰皿 (2 個) ☒消火器 ☐防犯カメラ ☒空気清浄機 ☒換気扇 ☐照明 ☒エアコン ☐その他 () ⑤運用日数・時間 日・☒月・☒火・☒水・☒木・☒金・土・祝日 9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (休業日:)												
2 工事等の予定	☐年 ☐月 施工業者と契約 ☐年 ☐月 設置工事開始 ☐年 ☐月 供用開始												
3 設置に要する経費内訳	<table border="1"> <tr> <th>総事業費</th><th>うち助成対象経費 (申請額) (a)</th><th>その他助成額 (b)</th></tr> <tr> <td>6,500,000 円</td><td>5,900,000 円</td><td>円</td></tr> </table> ≪市助成額の積算 (千円未満切捨)≫ <table border="1"> <tr> <td>{(a) - (b)} × 10 / 10</td><td>5,900,000 円 (c)</td></tr> <tr> <td>助成の限度額</td><td>6,000,000 円 (d)</td></tr> </table> (c) (d) いずれか低いほうが市助成額 <table border="1"> <tr> <td>市助成額</td><td>5,900,000 円</td></tr> </table>	総事業費	うち助成対象経費 (申請額) (a)	その他助成額 (b)	6,500,000 円	5,900,000 円	円	{(a) - (b)} × 10 / 10	5,900,000 円 (c)	助成の限度額	6,000,000 円 (d)	市助成額	5,900,000 円
総事業費	うち助成対象経費 (申請額) (a)	その他助成額 (b)											
6,500,000 円	5,900,000 円	円											
{(a) - (b)} × 10 / 10	5,900,000 円 (c)												
助成の限度額	6,000,000 円 (d)												
市助成額	5,900,000 円												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(第 6 号様式)

名古屋市分煙施設設置実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

供用開始日以降の日を記載

事業者等の所在地

事業者等の名称

代表者職・氏名

名古屋市分煙施設設置費用助成事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 対象となる分煙施設	分煙施設の名称	交付申請書と同じ	
	設置場所の住所	交付申請書と同じ	
2 事業費等	総事業費	〇〇〇〇円	
	助成対象経費	〇〇〇〇円	
	他の助成経費	〇〇〇〇円	
3 交付決定額	交付決定通知書の金額	〇〇〇〇円	
4 施設の規模	全体面積	11	m ²
	喫煙エリア面積	8	m ²
	定員	6	人
5 施設の付帯設備	☒ 灰皿（ 2 個） ☐ 消火器 ☒ 防犯カメラ ☐ 空気清浄機 ☐ 換気扇 ☒ 照明 ☐ エアコン ☐ その他（ ）		
6 工事完了検査日	令和8年 1月 15日		
7 施設供用開始日	令和8年 1月 20日		

パーティション型は
クランク部を含む面積

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

施設設置翌年度以降については、助成を受けようとする
年度の当初に提出して下さい。

運用費用関連

(第 17 号様式)

名古屋市分煙施設運用費用助成金交付申請書

年 4 月 1 日

(宛先) 名古屋市長

事業者等の所在地
事業者等の名称
代表者職・氏名
事務担当者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス

令和 7 年度「名古屋市分煙施設運用費用助成金」の交付を受けたいので、
次のとおり申請します。

この申請にあたり、裏面の交付の条件等について確認しました。また、
交付の条件を満たさなくなった場合や申請に虚偽があった場合は、交付決
定の取消しに同意します。

記

分煙施設設置実績報告書の記載と同じ

1 対象となる分煙施設

- (1) 分煙所設の名称 ○○ビル(ビル内の店舗等はその名称)
(2) 設置場所の住所 名古屋市中区栄○-○ 2階
(3) 供用開始日

2 申請額

金 円

3 添付書類

- ☒ 施設運用計画書(第18号様式)
☒ 分煙施設の全景、施設内部の写真
☒ 誓約書(第 3号様式)(注)
☐ その他、市長が必要と認める書類

(注)前年度から継続して申請する場合は不要

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

施設運用計画書

1	分煙施設の名称	〇〇ビル (ビル内の店舗等はその名称)
2	設置場所の住所	名古屋市中区栄〇-〇 2階
3	分煙施設の規模	全体面積： 〇 m ² (うち喫煙エリア面積 〇 m ²) 定員： 〇 人
4	設置場所の所有形態	☐ 所有 ☒ 使用 (賃貸) ☐ その他 ()
6	付帯設備等 カッコ内に個数を入れる。	☒ 灰皿 (2) ☐ 消火器 () ☐ 防犯カメラ () ☐ 空気清浄機 () ☐ 換気扇 () ☐ 照明 () ☐ エアコン () ☒ 啓発ポスター等 (3) ☐ その他 ()
7	管理の形態	(吸殻ごみの処理方法・清掃委託の有無など)
8	運用日・時間	日 月 火 水 木 金 土 祝日 時 分 ～ 時 分まで (店舗等休業日： 年末年始) (休止期間：施設改修等予定)
9	緊急時の対応者	氏名： 連絡先：

市から提供する受動喫煙対策のポスター等

分煙施設に掲示する利用案内に記載する
連絡先を記載ください

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第 24 号様式)

名古屋市分煙施設運用実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者等の所在地

事業者等の名称

代表者職・氏名

名古屋市分煙施設設置費用助成事業実施要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる分煙施設

(1) 分煙施設の名称 ○○ビル(ビル内の店舗等はその名称)

(2) 設置場所の住所 名古屋市中区栄〇ー〇 2階

2 運用実績

(1) 運用期間：令和 ○年 4 月 1 日から令和 ○年 3 月 31 日まで

(2) 運用日・時間： 日 (月) (火) (水) (木) (金) 土 祝日
9 時 00 分 ～ 17 時 00 分まで

(3) 店舗等休業日： 12月29日～1月4日

(4) 休止期間： 10月3日～4日(給排気設備の修理・メンテナンス等)

3 運用状況

運用費用交付申請書提出時に添付した施設運用計画書の内容変更の有無

☐ 変更なし☒ 変更あり (灰皿1個追加)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

助成対象経費について

●屋内分煙施設の助成対象

助成対象となるのは、施設の設置等に係る経費のうち、要綱で定める要件を満たすために真に必要な範囲に限られます。下記に示したものであっても、極端に高価であるなど、受動喫煙防止対策に直接資するものでないものと判断される場合は、助成対象となりません。

厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金の手引き」を参考としてください。

なお、屋外に設置するコンテナ型も同様に扱います。

認められるもの	認められないもの
電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費(分煙施設の性能に直接寄与する部分。設計監理料含む。)、管理費	- デザイン料(分煙施設の外観や内装など、受動喫煙防止の用に直接寄与しない部分) - 助成金の申請書作成や見積書作成のための費用(事前調査費用含む。) - 申請の代行のための費用(例:社会保険労務士への報酬)
- 喫煙区域と非喫煙区域を隔てるためのパーティション、ドア、エアカーテン - 換気装置、空気清浄装置、人感センサー、エアコン - 受動喫煙対策のための分煙機 - ガラリ、給気扇、差圧式吸気口 - 照明機器 - 消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置 - 灰皿、出入口に取り付けるのれん(備品は分煙施設等に据え付けて使用する物に限ります。)	- 喫煙区域内を区切るためのパーティション、ドア、エアカーテン(受動喫煙の防止効果に寄与するものは助成対象となりうる。) - 消耗品(機械装置等の購入時に付属している物は助成対象となります。) - 映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚 机、椅子(固定式も助成対象外) - 分煙施設の出入口前に設ける部屋(いわゆる前室)に係る費用
特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められるもの	
- 建物の増設費用(施設等の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。) - 施設の設置場所から外気に接する場所まで長いダクトを必要とする場合	

●屋外分煙施設(パーティション型、コンテナ型)の助成対象

本体工事費に加え、それ以外の必要な付帯工事についてその工事費を助成対象とします。

付帯工事費は、総費用の20～25%ほどが一般的といわれており、原則としてその範囲内を目安に、バリアフリーのためのスロープ設置工事など必要な付帯工事費が助成対象と認められます。

(主な付帯工事)

- ・造成・整地工事:土地を整地したり、高低差のある場所にスロープを設置する工事
- ・屋外電気工事:敷地の外から敷地まで電気配線を引き込む工事
- ・外構工事:出入りのために行うフェンス等の撤去工事

助成事業についての問い合わせ

健康福祉局健康増進課

 **972-4058**

 a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市 分煙施設設置費用等助成事業の手引き

発行：健康福祉局健康増進課